

<青森みちのく>教育資金贈与専用口座
本商品は現在、新規取扱を停止しております。

2026年4月1日現在適用中

1. 商品名	・ <青森みちのく>教育資金贈与専用口座
2. ご利用いただける方	・ 直系尊属（祖父母や親など）と、書面による教育資金の贈与契約を締結している30歳未満の個人のお客さまで、贈与する日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円を超えていない方。
3. 取扱店	・ 全店（ローンプラザ・ローンデスク・あおもりネット支店を除く） ※その後の諸手続きは、口座開設店のみで受付いたします。
4. お取扱期間 (1) 口座開設・お預入れ (2) お引き出し	下記の対象取引により取扱期間が異なります。 ・ 2026年3月31日まで ・ 教育資金管理契約が終了するまで（後記9. 参照）
5. お預け入れ方法 (1) 口座開設 (2) お預け入れ方法 (3) お預け入れ金額 (4) お預け入れ単位	・ 口座開設時に教育資金管理契約を締結いただきます。 ・ あらかじめ書面にて贈与者と受贈者との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます。 ・ 口座開設店の窓口でお預け入れいただけます。振込ではお預け入れできません。 ・ 預入対象資金は、本制度の適用を受ける目的の教育資金に限定し、贈与契約日から2ヵ月以内に本口座へお預け入れいただく必要があります。 ・ 1円以上1,500万円以下 ・ 1円単位
6. 払戻方法	・ 口座開設店の窓口でお引出しいただけます。 ・ 教育資金のお支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出いただく必要があります。 ・ 贈与税非課税の適用を受けるには教育資金のお支払後1年以内に、当該教育資金の領収書等を当行へご提出いただいた上で、本口座よりお引き出しいただく必要があります。 ・ ご提出いただく領収書等は記載された支払年月日から1年を経過する日までのものが有効となります。1年経過後の領収書等によるお引き出しはできません ・ お引き出しは教育資金のお支払いに限定されます。
7. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・ 普通預金の店頭表示金利を適用いたします。 (金利は「インフォメーションボード」に表示しております。) ・ 毎年2月と8月の第二金曜日の翌日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算をします。 ・ 個人の方の場合、利息は「利子所得」として、原則課税されます。 (2037年12月31日まで、復興特別所得税が付加されることにより、一律20.315%の源泉分離課税となります。)

8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・無料 ※振込手数料等は当行所定の手数料をご負担いただきます。
9. 口座の解約	<p>以下のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。 その場合預金口座はご解約いただきます。</p> <p>(1) 預金者（お孫さま等）が30歳になられた場合 ただし、2019年7月1日以降に、預金者（お孫さま等）が30歳に達する場合において、30歳到達後も学校等に在学している場合か、教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合は延長できるものとし、いずれにも該当しなくなった年の12月31日、またはいずれかの状態が継続している場合は40歳に達する日のいずれか早い日に終了します。</p> <p>(2) 預金者（お孫さま等）が亡くなられた場合</p> <p>(3) 残高が0円となり、預金者（お孫さま等）と当行で特約終了の合意があった場合</p>
10. 贈与者死亡時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間中に贈与者が亡くなられた際、教育資金の支払に充てられていなかった残額の全部または一部が贈与者から相続などにより取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。 ・上記により相続税が加算される場合、預金者が贈与する方のお子さま以外（お孫さまなど）である場合には、残額に対応する部分の相続税が2割加算の対象となります。 ・ただし、贈与者が亡くなられた日において預金者（お孫さま等）が以下のいずれかに該当する場合、相続税の課税対象になりません。 ※なお、以下のいずれかに該当する場合であっても、贈与者の相続税の課税価額の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年齢や在学中の有無にかかわらず、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を相続財産に加算します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 預金者が23歳未満の場合 ② 預金者が在学中の場合 ③ 預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
11. 付加できる特約事項	<p>少額貯蓄非課税制度の対象となる方はマル優のご利用ができます。</p>
12. その他参考となる事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) この預金は、「普通預金規定」および「教育資金贈与非課税措置に関する特約」によりお取り扱いいたします。 (2) キャッシュカードやATMはご利用できません。また、インターネットバンキングはご利用できません。 (3) 給与、年金などの自動受取口座、公共料金、各種料金などの自動支払口座としてご利用できません。 (4) お一人さまにつき1口座のみの開設となります。 (5) 当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等は開設できません。 (6) 口座開設店以外でのお預入れ、お引出しはできません。 (7) この預金は預金保険の対象となります。

当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------	--